

入札公告

道路標識標示点検及び設計業務の委託契約について、地方自治法第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年5月8日

契約担当者 沖縄県知事 玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名：令和8年度 道路標識標示点検及び設計業務委託（久米島 他3島）
- (2) 委託場所：那覇警察署管内（久米島、渡嘉敷島、粟国島、渡名喜島）
- (3) 契約期間：契約日の翌日から令和8年12月25日
- (4) 業務内容：道路標識標示点検業務及び補修等に係る設計業務委託
- (5) 入札方法

本入札は、入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 令和8年度の沖縄県警察本部交通安全施設整備工事（道路標識・道路標示関連工事）の入札参加基準に合格している者、令和7・8年度沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加者名簿への登録がある者または令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 沖縄県内に本社、支店又は営業所等がある者
- (4) 本委託業務の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていない者
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 過去10年間（基準日：公告日）のうち沖縄県警察本部発注の道路標識点検業務委託契約の実績を有する者、道路標識標示設計業務委託契約の実績を有する者、道路標識標示設置工事契約の実績を有する者、沖縄県内の道路標識（舗装を含む）点検業務委託契約の実績を有する者または補修設計業務委託契約の実績を有する者。
- (9) 本委託業務を実施するに当たって、直接的かつ恒常的な雇用関係にある職員（入札の申込みの日以前に3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者。
- (10) 次の各号に該当しない者。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所
 - 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 沖縄県警察本部警務部会計課財産管理係 電話098-862-0110（内線2262）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付の日時及び方法
 - ア 日時 令和8年5月8日～令和8年5月21日 8:00～20:00（土日祝日を除く）
 - イ 方法 入札情報システム及び沖縄県警察ホームページよりダウンロードすること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期限及び場所
 - ア 受付期限 令和8年5月21日（木） 17:00
 - イ 受付場所 沖縄県警察本部交通部交通規制課安全施設係

4 入札書の提出方法、提出場所及び提出期限

- (1) 電子入札システム、直接又は郵便（簡易書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）により下記(2)の提出場所に、下記(3)の期限までに提出すること。
 - ※ 詳細については、入札説明書による。
- (2) 提出場所

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県警察本部警務部会計課財産管理係

- (3) 提出期限
令和8年5月26日（火） 17:00

5 開札の日時及び場所

- (1) 日時（開札開始時間）
令和8年5月27日（水） 10:00
- (2) 場所
沖縄県警察本部会計課

6 最低制限価格

- (1) 本入札には最低制限価格を設けている。
- (2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、入札無効となり、再度入札に参加することはできない。

7 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところによる。

8 契約保証金

沖縄県財務規則第101条に定めるところによる。

9 本入札に関する質問・回答

- (1) 提出期間
上記3(3)アに定める期間と同じ。
- (2) 提出場所
上記3(3)イに定める場所と同じ。
- (3) 提出方法
持参によるものとする。電子入札対象工事の場合でも、持参すること。ただし、沖縄本島内に建設業法に基づく営業所（本店又は支店、その他政令で定められたこれに準ずるもの。）がない者については、簡易書留等による郵送も可とする。この場合においても上記の提出期限内に必着すること。
- (4) 回答方法
質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ア 閲覧期間
回答日から令和8年5月26日（火）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日。
- イ 閲覧場所
入札情報システムに搭載する。
<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPP1Publish/EjPPiKikanNO-4700000>

10 落札者の決定方法等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10に基づいて落札者を決定する。
- (2) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (4) 契約期間中に最低賃金が改定された場合においても最低賃金法違反が発生することがないようにすること。
- (5) その他
詳細は入札説明書による。